

憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。

これは、憲法の精神や司法の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を行っていますので、ぜひご参加いただき、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

各種行事については、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の各地の裁判所のページをご覧ください。各裁判所の総務課にお問い合わせください。

5月2日から5月31日までの間、出前講義の申込みを受け付けます。対象は10名以上のグループです。「お金の貸し借りの解決方法について」、「遺産分割・相続について」、「成年後見について」等からテーマを選んでお申込みください。

詳しくは、旭川地方裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/asahikawa/>) をご覧ください。

裁判所ウェブサイトでは、各種行事のご案内以外にも、裁判所の組織や手続きの紹介、見学・傍聴案内、裁判例情報、司法統計など幅広い情報を発信しています。

山菜採りの事故防止について

春の山菜採りのシーズンを迎えました。

毎年、山菜採りによる事故が発生していますが、その原因の多くは、つい採ることに夢中になり、方向を見失うケースです。

いったん事故が起きると、地元の人たちにも多大な迷惑をかけることとなります。遭難などの事故を未然に防ぐため、無理な行動を控え、一人ひとりが十分に気をつけて、山菜採りを楽しみましょう。

安全のために、次のことに十分注意しましょう。

- 行き先、帰宅予定時間などを、必ず家族や知人に知らせておきましょう。
- 単独で入山することはできるだけ避けましょう。
- 事前に目的地の天候を確認しましょう。天候の急変にも対応できるよう雨具、防寒具などの準備も忘れずに
- 道に迷ったときは、むやみに歩き回るのは危険です。体力の消耗を抑えるなど、落ち着いて慎重な行動をとりましょう。また、通信手段（携帯電話、無線機等）や、笛、ラジオ、非常食等を携帯するよう心がけましょう。
- 自然を大切にすることやゴミの持ち帰りなど、基本的なマナーを守りましょう。

◎問い合わせ先

環境生活文化・スポーツ局スポーツ振興課

☎ 011-204-5209 FAX 011-232-8695

information 各種情報

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し納付しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

<所得の目安>

118万円 + {扶養親族等の数 × 38万円}

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

◎問い合わせ先

留萌年金事務所 ☎ 43-7211

国民年金保険料学生納付特例申請について

学生納付制度により、平成27年度に保険料納付を猶予されている方で、平成28年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入し返送いただくことにより、平成28年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成28年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

◎問い合わせ先

留萌年金事務所 ☎ 43-7211